

広島県分権改革推進審議会 中間報告

- 都道府県のあり方について -

平成16年8月12日

はじめに

広島県分権改革推進審議会では、これまで国、県、基礎自治体の役割分担、事務事業のあり方及び行財政改革に係る課題について審議し、昨年10月24日に事務事業の見直し及び行財政改革に係る大まかな案（中間報告）を提出し、引き続き、本審議会に諮問されている新たな県のあり方について、精力的に審議を行ってきたところである。

市町村合併が急速に進展する中、合併により規模・能力が拡大した基礎自治体が、地域において包括的な役割を果たしていくことが期待される一方で、広域自治体である県の役割やそのあり方についても抜本的な見直しが必要であるとの認識のもと、分権型社会にふさわしい広域自治体のあり方について、これまでの国の議論の動向も注視しながら、都道府県改革の背景や必要性及び道州制などの都道府県再編のあり方について審議し、その検討の方向性について、今回、中間報告として取りまとめたものである。

都道府県のあり方については、単に地方自治制度改革のみならず、国のあり様にも係わる重大な問題であること、また、これまで県民意識の中で定着してきた都道府県制度の抜本的な改革にもなることから、行政関係者にとどまらず、広く県民を含めた十分な議論が必要であり、この中間報告を契機として、都道府県のあり方について建設的な議論が更に広がり深まることを強く期待するものである。

平成16年 8月 12日

広島県分権改革推進審議会

会長 高 須 司 登

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 都道府県改革の背景・必要性 | 1 |
| 1 都道府県改革の背景 | 1 |
| 2 都道府県再編の必要性 | 2 |
| 3 都道府県再編のあり方 | 3 |
| 第2章 地方行政制度改革の方向性 | 7 |
| 1 都道府県合併と道州制の評価 | 7 |
| 2 道州制導入の検討にあたって | 7 |
| 第3章 道州制導入の意義及び目的 | 9 |
| 1 民主化・総合行政の視点 | 9 |
| 2 自立した地域ブロック形成の視点 | 11 |
| 3 行政の一層の効率化の視点 | 16 |
| 第4章 道州の役割と権限 | 18 |
| 1 道州制における国と地方の役割分担 | 18 |
| 2 国の地方支分部局等のあり方 | 19 |
| 3 国，道州，基礎自治体の役割分担の考え方 | 21 |
| 4 道州に対する国の関与のあり方 | 23 |
| 5 道州と基礎自治体の関係 | 24 |
| 第5章 道州制の区域のあり方 | 26 |
| 第6章 その他道州制に係わる課題 | 43 |
| 1 道州制における税財政制度のあり方 | 43 |
| 2 道州の拠点となる都市と州都のあり方 | 44 |
| 3 道州と大都市の関係について | 44 |
| 4 県民のコンセンサス形成に向けた取組み | 44 |